令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業実施要領

７ＭＦ第72号

令和７年５月27日

一般社団法人マリノフォーラム２１

第１　事業の実施

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成１０年４月８日付け１０水漁第９４５号農林水産事務次官依命通知、最終改正令和６年１２月１７日付け６水港第１７７０号。以下「交付等要綱」という）及び水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成２２年３月２６日付け２１水港第２５９７号水産庁長官通知、最終改正令和６年１２月１７日付け６水港第１７７１号。）に基づく事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。

この実施要領は、一般社団法人マリノフォーラム２１（以下「本法人」という。）が実施する令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業（以下「本事業」という。）について基本的事項を令和６年度養殖業体質強化緊急対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）として定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。

１　事業の趣旨

本事業は、飼料原料価格の高騰や天然種苗の不漁などの新たなリスクの下でも持続的に養殖生産を行うことができるよう、国産飼料原料への転換に向けた取組、天然由来の種苗から人工種苗への転換に向けた取組、生産コストの低減に資する取組を支援しようとするものである。

２　事業実施者の内容

事業実施者は、別に定める令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業公募要領（以下、「公募要領」という。）に従い、外部審査会（以下、「審査会」という。審査会設置要領は**別添**に記載。）によって選定された者である。

３　事業期間

事業実施期間は、交付決定日からすべての活動を完了した日（事業完了日）とします（令和８年３月６日（金）までにすべての活動を完了する必要があります）。

なお、実績報告書の提出期限は事業完了後30日を経過する日又は令和８年３月６日（金）のいずれか早い日までとします。（具体的な日付については本会にお問い合わせ下さい）

４　事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、本法人及び事業実施者に対して事業の中止を命じ、既に支払をした補助金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。なお、既に事業が終了していた場合にも、同様に、既に支払をした補助金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。

（ア）事業実施者又は所有者等が経営を中止したとき。

（イ）事業実施者が水産庁長官又は本法人に対して虚偽の報告を行ったとき。

（ウ）事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は本法人から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき。

（エ）事業実施者又は所有者等がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき。

（オ）その他水産庁長官が必要と判断したとき。

５　補助金支払の留保

水産庁長官は、４の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する疑いがある場合には、本法人に対して、その事実関係を確認するまでの間、補助金の支払を留保することを命じることができる。

６　手続等

（１）事業実施に関する手続きの流れ

事業実施に関し、事業実施者の行う手続きの流れは、下図に掲げるとおりである。



（２）事業実施に係る交付申請書及び計画書申請手続

ア　事業応募者は、公募要領に従い申請するものとする。

イ　本法人は、公募要領に掲げる要件が満たされ、審査会によって選定された場合は、事業実施者に対して**別記様式第１号**により補助金の交付決定通知を行うものとする。

ウ　事業実施者は、イの承認を受けた実施計画を変更（中止又は廃止）する場合には、**別記様式第２号**の計画変更承認申請書により本法人に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、イの要件を満たし、国庫補助金の30％以上の減又は事業計画書における「経費の内訳」の費目間の30％を超える国庫補助金の増減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合には、事前に本法人と協議の上、速やかに本法人へ報告することで足りるものとする。

エ　実施計画の変更内容（中止又は廃止）が妥当であると認める場合は、事業実施者に対して**別記様式第３号**により当該実施計画の変更（中止又は廃止）を承認する旨の通知を行うものとする。

（３）事業実績及び補助金精算の報告

ア　事業実施者は、事業終了後（中止又は廃止も含む）30日以内、または令和８年３月６日（金）までに**別記様式第４－１から４号**のいずれかにより事業実績報告及び補助金精算報告書（以下「報告書」という。）を作成し、本法人に提出するものとする。

イ　アにかかわらず、事業実施者は本法人の求めに応じて随時報告を行うものとする。

（４）事業評価及び改善指導

ア　本法人は、事業実施者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

イ　本法人は、６の（３）に規定する報告書の提出を受けたときは、遅滞なく本事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを報告書及びその他関係書類により、検査を行うものとする。

（５）事業終了後の実績報告

事業実施者は、事業終了後も令和８年度及び令和９年度について、４月30日までに**別記様式第５－１から３号**のいずれかにより実績報告書を作成し、本法人に提出するものとする。（ただし、本事業のうち養殖コスト低減対策事業（協業化による養殖経営体の生産性向上支援）については、この限りではない。）

第２　補助金の交付等

交付等要綱第17に規定する補助金の支払いについては、その交付は以下によるものとする。

１　補助金の交付及び額の確定等

（１）事業実施者は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合には、**別記様式第６号**の補助金概算払請求書により請求するものとする。

（２）本法人は前項の請求があった場合には、これに基づき補助金を交付することができるものとする。

（３）本法人は、第１の６の（３）に基づき提出のあった報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、補助金の額を確定し、**別記様式第７号**により事業実施者に通知する。

（４）本法人は事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（５）前項の補助金の返還は、本法人が事業実施者にした補助金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

（６）本法人が事業実施者に対し（４）の命令をしたときは、本法人は、その返還すべき補助金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95％の割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（７）事業により購入した資材・機材等（消耗品を除く）の管理運用については、本法人による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

第３　その他

（１）本法人は、この事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて行うものとする。

附　則（令和７年５月27日）

この通知は、令和７年５月27日から施行する。

# 【別記様式第１号】

番 　　号

年 月　日

事業実施者の長　殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業　交付決定通知について

 年 月 日付け（ 番号 ）で申請のありました令和６年度養殖業体質強化緊急対策事業に係る補助金については、外部審査会による審査の結果、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１．事業の名称

２．交付決定額

３．補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった事業計画書のとおりとする。

ただし、事業の内容等が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

４．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。

５．本補助金の交付により取得又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令において期間の定めが規定されていない財産にあっては当分の間）においては、本法人の承認を受けないで、補助金等交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保してはならない。

なお、上記の本法人の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を本法人に納付させることがある。

以上

# 【別記様式第２号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業計画変更（中止又は廃止）承認申請書

（〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

年 月 日

一般社団法人　マリノフォーラム２１の長 殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付け（ 番号　）で補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、申請します。

記

１．事業の変更（中止又は廃止）の理由

２．別添資料として事業変更（中止又は廃止）計画書を添付（ただし、交付決定通知を受けたものの事業を開始する前に事業を廃止する場合には提出不要とする。）

（注）１　事業変更（中止又は廃止）計画書は、交付申請時に提出した事業計画書を修正したものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更（中止又は廃止）部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。

　　　２　添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

**【別記様式第３号】**

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業計画変更（中止又は廃止）承認通知書

番 　　号

年 月　日

事業実施者の長　殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

 年 月 日付け（ 番号 ）で申請のあった貴○○が行う令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業につきまして、申請のとおり、変更（中止又は廃止）することを了承したので令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業実施要領第１の６の（２）のエの規定に基づき通知します。

# 【別記様式第４－１号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち国産飼料原料転換対策事業実績報告書

及び補助金精算申請書

　年　月　日

一般社団法人　マリノフォーラム２１の長　殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付け（ 番号 ）で補助金の交付決定の通知があった令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち国産飼料原料転換対策事業の実績について、令和６年度養殖業体質強化総合対策事業実施要領第１の６の（３）の規定に基づき報告します。

併せて精算額として補助金●円を請求します（　年　月　日に概算払いをした〇円を除く。）。

記

１．事業実施状況の概要

２．事業の期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３．事業に要した経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 細目 | 実績額 | 負担区分 | 備考 |
| 補助金額 | 自己資金 |
| 補助対象経費 | 設備・備品費 |  |  |  |  |
| 事業費合計 |  |  |  | ・補助金額合計は事業費合計の1/2以内・5,000万円以内 |

※　概算払いがあった場合は、年月日と金額を記載すること。

（概算払い　令和　年　月　日　　　〇円）

（概算払い　令和　年　月　日　　　〇円）

（精算払い請求額　　　　　　　　　〇円）

４．成果目標と実績

（１）成果目標

ア　国産魚粉の増産

成果目標（Ａ）＝令和９年度における国産魚粉の増産割合　　：　　　　％

①過去３年（令和４年度～令和６年度）平均の国産魚粉生産量：　　　　トン

②令和９年度（目標年度）の国産魚粉生産量　　　　　　　　：　　　　トン

＊成果目標(Ａ)＝（②－①）/①×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

イ　国産魚油の増産

成果目標（Ｂ）＝令和９年度における国産魚油の増産割合　　：　　　　％

③過去３年（令和４年度～令和６年度）平均の国産魚油生産量：　　　　トン

④令和９年度（目標年度）の国産魚油生産量　　　　　　　　：　　　　トン

＊成果目標(Ｂ)＝（④－③）/③×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

（２）実績

ア　国産魚粉の増産

|  |  |
| --- | --- |
| ⑤令和７年度の国産魚粉生産量（トン） | 　　　　　　　トン |
| （Ｃ）令和７年度における国産魚粉増産率（％）（⑤－①）/①×１００ | 　　　　　　　％ |
| （参考）成果目標達成率(Ⅽ)/(Ａ)×１００（％） | 　　　　　　　％ |

イ　国産魚油の増産

|  |  |
| --- | --- |
| ⑥令和７年度の国産魚油生産量（トン） | 　　　　　　　トン |
| （Ⅾ）令和７年度における国産魚油増産率（％）（⑥－③）/③×１００ | 　　　　　　　％ |
| （参考）成果目標達成率(Ⅾ)/(Ｂ)×１００（％） | 　　　　　　　％ |

# ５．精算申請

 　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額(a) | 既受領額(b) | 今回請求額(c) | 備考 |
|  |  |  |  |

（振込口座）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名・支店名 | （金融機関名） |
| （支店名） |
| 預金種目 | 普通・当座・その他（いずれかに〇または不要部分削除） |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（フリガナ） | （フリガナ） |
| （漢字） |

# 【別記様式第４－２号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち国産人工種苗転換対策事業実績報告書

及び補助金精算申請書

　年　月　日

一般社団法人　マリノフォーラム２１の長　殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付け（ 番号 ）で補助金の交付決定通知があった令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち国産人工種苗転換対策事業の実績について、令和６年度養殖業体質強化総合対策事業実施要領第１の６の（３）の規定に基づき報告します。

併せて精算額として補助金●円を請求します（　年　月　日に概算払いをした〇円を除く。）。

記

１．事業実施状況の概要

２．事業の期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３．事業に要した経費

　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 細目 | 実績額 | 負担区分 | 備考 |
| 補助金額 | 自己資金 |
| 補助対象経費 | ①人件費  |  |  |  |  |
| ②賃金 |  |  |  |  |
| ③設備・備品費 |  |  |  |  |
| 事業費合計 |  |  |  | ・補助金額合計は事業費合計の1/2以内・5,000万円以内 |

※　概算払いがあった場合は、年月日と金額を記載すること。

（概算払い　令和　年　月　日　　　〇円）

（概算払い　令和　年　月　日　　　〇円）

（精算払い請求額　　　　　　　　　〇円）

４．成果目標と実績

（１）成果目標（Ａ）＝令和９年度における人工種苗出荷尾数の生産割合

：　　　　　％

①過去３年（令和４年度～令和６年度）平均の人工種苗出荷尾数：　　　　　尾

②令和９年度（目標年度）の人工種苗出荷予定尾数　　　　　　：　　　　　尾

＊成果目標(Ａ)＝（②－①）/①×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

（２）実績

|  |  |
| --- | --- |
| ③令和７年度の人工種苗の出荷尾数（尾） | 尾 |
| （Ｂ）令和７年度における人工種苗出荷尾数の増産割合（③－①）/①×１００（％） | ％ |
| （参考）成果目標達成率(Ｂ)/(Ａ)×１００（％） | ％ |

# ５．精算申請

 　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額(a) | 既受領額(b) | 今回請求額(c) | 備考 |
|  |  |  |  |

（振込口座）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名・支店名 | （金融機関名） |
| （支店名） |
| 預金種目 | 普通・当座・その他（いずれかに〇または不要部分削除） |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（フリガナ） | （フリガナ） |
| （漢字） |

# 【別記様式第４－３号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち養殖コスト低減対策事業

（協業化による養殖経営体の生産性向上支援）実績報告書及び補助金精算申請書

　年　月　日

一般社団法人　マリノフォーラム２１の長　殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付け（ 番号 ）で承認のあった令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち養殖コスト低減対策事業（協業化による養殖経営体の生産性向上支援）の実績について、令和６年度養殖業体質強化総合対策事業実施要領第１の６の（３）の規定に基づき報告します。

併せて精算額として補助金●円を請求します（　年　月　日に概算払いをした〇円を除く。）。

記

１．事業実施状況の概要

２．事業の期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３．事業に要した経費

　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 細目 | 実績額 | 負担区分 | 備考 |
| 補助金額 | 自己資金 |
| 補助対象経費 | ①設備・備品費  |  |  |  |  |
| ②消耗品費 |  |  |  |  |
| 事業費合計 |  |  |  | ・補助金額合計は事業費合計の1/2以内・1経営体当たり200万円以内 |

※　概算払いがあった場合は、年月日と金額を記載すること。

（概算払い　令和　年　月　日　　　〇円）

（概算払い　令和　年　月　日　　　〇円）

（精算払い請求額　　　　　　　　　〇円）

４．成果目標と実績

（１）成果目標

ア　共同購入に取り組む場合

成果目標（Ａ）＝令和７年度における購入コスト削減率　　　　：　　　　　　％

①令和７年度における１事業者で資材を購入する場合の購入単価：　　　　　　円

②令和７年度（目標年度）における複数事業者が共同で資材を購入する場合の購入単価（見込）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　：　　　　　　円

＊成果目標(Ａ)＝（②－①）/①×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

イ　生産管理作業を共同で取り組む場合

成果目標（Ｂ）＝令和７年度における生産コスト削減率：　　　　　　％

③令和７年度における１事業者で生産管理作業を行う場合の生産コスト

：　　　　　　円

④令和７年度（目標年度）における複数事業者が協力して生産管理作業を行う場合の生産コスト（見込）　　　　　　　　　　　　　　：　　　　　　円

＊成果目標(Ｂ)＝（④－③）/③×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

（２）実績

ア　共同購入に取り組む場合

|  |  |
| --- | --- |
| ⑤令和７年度における複数事業者が共同で資材を購入する場合の購入単価（実績）（％） | 　　　　　　　　円 |
| （Ｃ）令和７年度における購入コスト削減率（％）（⑤－①）/①×１００ | 　　　　　　　　％ |
| （参考）成果目標達成率(Ⅽ)/(Ａ)×１００（％） | 　　　　　　　　％ |

イ　生産管理作業を共同で取り組む場合

|  |  |
| --- | --- |
| ⑥令和７年度における複数事業者が協力して生産管理作業を行う場合の生産コスト（実績） | 　　　　　　　　円 |
| （Ⅾ）令和７年度における生産コスト削減率（％）（⑥－③）/③×１００ | 　　　　　　　　％ |
| （参考）成果目標達成率(Ⅾ)/(Ｂ)×１００（％） | 　　　　　　　　％ |

# ５．精算申請

 　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額(a) | 既受領額(b) | 今回請求額(c) | 備考 |
|  |  |  |  |

（振込口座）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名・支店名 | （金融機関名） |
| （支店名） |
| 預金種目 | 普通・当座・その他（いずれかに〇または不要部分削除） |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（フリガナ） | （フリガナ） |
| （漢字） |

# 【別記様式第４－４号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち養殖コスト低減対策事業

（環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援）

実績報告書及び補助金精算申請書

　年　月　日

一般社団法人　マリノフォーラム２１の長　殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付け（ 番号 ）で補助金の交付決定通知があった令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち養殖コスト低減対策事業（環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援）の実績について、令和６年度養殖業体質強化総合対策事業実施要領第１の６の（３）の規定に基づき報告します。

併せて精算額として補助金●円を請求します（　年　月　日に概算払いをした〇円を除く。）。

記

１．事業実施状況の概要

２．事業の期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３．事業に要した経費

　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 細目 | 実績額 | 負担区分 | 備考 |
| 補助金額 | 自己資金 |
| 補助対象経費 | 設備・備品費  |  |  |  |  |
| 事業費合計 |  |  |  | ・補助金額合計は事業費合計の1/2以内・（漁業協同組合、漁業協同組合連合会又はグループ（3経営体以上）で申請の場合）1グループあたり3,000万円以内・（1経営体での申請の場合）1経営体あたり1,000万円以内 |

※　概算払いがあった場合は、年月日と金額を記載すること。

（概算払い　令和　年　月　日　　　〇円）

（概算払い　令和　年　月　日　　　〇円）

（精算払い請求額　　　　　　　　　〇円）

４．成果目標と実績

1. 成果目標（Ａ）＝令和９年度における粗利率の改善率：　　　　％

①令和６年度の粗利率　　　　　　　　　　　　　　　：　　　　％

②事業後（令和９年度）の粗利率（見込）　　　　　　：　　　　％

＊成果目標(Ａ)＝②－①で計算（＝事業申請時の値を記載）

＊①＝（④－⑥）/④×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

＊②＝（⑤－⑦）/⑤×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

【水揚高】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和６年度 | 令和９年度（見込み） |
| 水揚高 | ④　　　　　　千円 | ⑤　　　　　　千円 |

【経費の内訳】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和６年度 | 令和９年度（見込み） |
| 人件費 | 　　　　　　　千円 | 千円 |
| 燃油代（電気代） | 　　　　　　　千円 | 千円 |
| 漁具費（消耗品） | 千円 | 千円 |
| 種苗代 | 千円 | 千円 |
| 餌代 | 千円 | 千円 |
| 合計 | ⑥　　　　　　千円 | ⑦　　　　　　千円 |

（２）実績

【水揚高】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和７年度（実績） |
| 水揚高 | ⑧　　　　　　千円 |

【経費の内訳】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和７年度（実績） |
| 人件費 | 　　　　　　　千円 |
| 燃油代（電気代） | 　　　　　　　千円 |
| 漁具費（消耗品） | 千円 |
| 種苗代 | 千円 |
| 餌代 | 千円 |
| 合計 | ⑨　　　　　　千円 |

【粗利率の改善率】

|  |  |
| --- | --- |
| ⑩令和７年度の粗利率（実績）（％）（⑧－⑨）/⑧×１００ | 　　　　　　　　％ |
| （Ｂ）令和７年度における粗利率の改善率（％）（⑩－①） | 　　　　　　　　％ |
| （参考）成果目標達成率(Ｂ)/(Ａ)×１００（％） | 　　　　　　　　％ |

# ５．精算申請

 　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額(a) | 既受領額(b) | 今回請求額(c) | 備考 |
|  |  |  |  |

（振込口座）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名・支店名 | （金融機関名） |
| （支店名） |
| 預金種目 | 普通・当座・その他（いずれかに〇または不要部分削除） |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（フリガナ） | （フリガナ） |
| （漢字） |

# 【別記様式第５－１号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち国産飼料原料転換対策事業終了後実績報告書

　年　月　日

一般社団法人　マリノフォーラム21の長　殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付け（ 番号 ）で補助金の交付決定通知があった令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち国産飼料原料転換対策事業の終了後の実績について、令和６年度養殖業体質強化総合対策事業実施要領第１の６の（５）の規定に基づき報告します。

記

１．事業実績の概要

２．事業の期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３．成果目標と実績

（１）成果目標

ア　国産魚粉の増産

成果目標（Ａ）＝令和９年度における国産魚粉の増産割合　　：　　　　％

①過去３年（令和４年度～令和６年度）平均の国産魚粉生産量：　　　　トン

②令和９年度（目標年度）の国産魚粉生産量　　　　　　　　：　　　　トン

＊成果目標(Ａ)＝（②－①）/①×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

イ　国産魚油の増産

成果目標（Ｂ）＝令和９年度における国産魚油の増産割合　　：　　　　％

③過去３年（令和４年度～令和６年度）平均の国産魚油生産量：　　　　トン

④令和９年度（目標年度）の国産魚油生産量　　　　　　　　：　　　　トン

＊成果目標(Ｂ)＝（④－③）/③×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

（３）実績

ア　国産魚粉の増産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| ⑤国産魚粉生産量（実績）　　　　　　　　　　　　　　　　 （トン） |  |  |  |
| （Ⅽ）国産魚粉増産率　　（⑤－①）/①×１００　　　　（％） |  |  |  |
| （参考）成果目標達成率　　（Ⅽ）/（Ａ）×１００　　　　（％） |  |  |  |

イ　国産魚油の増産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| ⑥国産魚油生産量（実績）　　　　　　　　　　　　　　　　（トン） |  |  |  |
| （Ⅾ）国産魚油増産率　　（⑥－③）/③×１００　　　　（％） |  |  |  |
| （参考）成果目標達成率　　（Ⅾ）/（Ｂ）×１００　　　　（％） |  |  |  |

# 【別記様式第５－２号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち国産人工種苗転換対策事業終了後実績報告書

　年　月　日

一般社団法人　マリノフォーラム21の長　殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付け（ 番号 ）で補助金の交付決定の通知があった令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち国産人工種苗転換対策事業の終了後の実績について、令和６年度養殖業体質強化総合対策事業実施要領第１の６の（５）の規定に基づき報告します。

記

１．事業実績の概要

２．事業の期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３．成果目標と実績

（１）成果目標（Ａ）＝令和９年度における人工種苗出荷尾数の生産割合：　　　　　％

①過去３年（令和４年度～令和６年度）平均の人工種苗出荷尾数　　：　　　　　尾

②令和９年度（目標年度）の人工種苗出荷予定尾数　　　　　　　　：　　　　　尾

＊成果目標(Ａ)＝（②－①）/①×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

（２）実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| ③人工種苗の出荷尾数（実績）　　　　　　　　　　　　　 （尾） |  |  |  |
| （Ｂ）人工種苗出荷尾数の増産割合　　　　（③－①）/①×１００　　　　（％） |  |  |  |
| （参考）成果目標達成率（Ｂ）/(Ａ)×１００　　　　　（％） |  |  |  |

# 【別記様式第５－３号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち養殖コスト低減対策事業

（環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援）終了後実績報告書

　年　月　日

一般社団法人　マリノフォーラム21の長　殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付け（ 番号 ）で補助金の交付決定の通知があった令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち養殖コスト低減対策事業（環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援）の終了後の実績について、令和６年度養殖業体質強化総合対策事業実施要領第１の６の（５）の規定に基づき報告します。

記

１．事業実績の概要

２．事業の期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３．成果目標と実績

（１）成果目標（Ａ）＝令和９年度における粗利率の改善率：　　　　％

①令和６年度の粗利率　　　　　　　　　　　　　 　 ：　　　　％

②事業後（令和９年度）の粗利率（見込）　　　 ：　　　　％

＊成果目標(Ａ)＝②－①で計算（＝事業申請時の値を記載）

＊①＝（④－⑥）/④×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

＊②＝（⑤－⑦）/⑤×１００で計算（＝事業申請時の値を記載）

【水揚高】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和６年度 | 令和９年度（見込み） |
| 水揚高 | ④　　　　　　千円 | ⑤　　　　　　千円 |

【経費の内訳】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和６年度 | 令和９年度（見込み） |
| 人件費 | 　　　　　　　千円 | 千円 |
| 燃油代（電気代） | 　　　　　　　千円 | 千円 |
| 漁具費（消耗品） | 千円 | 千円 |
| 種苗代 | 千円 | 千円 |
| 餌代 | 千円 | 千円 |
| 合計 | ⑥　　　　　　千円 | ⑦　　　　　　千円 |

（２）実績

【水揚高】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| ⑧　水揚げ高　　　　　　　　　　　　　 （千円） |  |  |  |

【経費の内訳】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| 人件費　　　　　　　　　　　　　 （千円） |  |  |  |
| 　　燃油代　　　　　　　　　　　 　　　　　（千円） |  |  |  |
| 漁具費（消耗品）　　　　　　　　　　　 　　　　　（千円） |  |  |  |
| 種苗代　　　　　　　　　　　 　　　　　（千円） |  |  |  |
| 餌代　　　　　　　　　　　 　　　　　（千円） |  |  |  |
| ⑨　合計　　　　　　　　　　　 　　　　　（千円） |  |  |  |

【粗利率の改善率】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| ⑩　粗利率（実績）（⑧－⑨）/①×１００　 　　　　（％） |  |  |  |
| 　（Ｂ）粗利率の改善率　（⑩－①）/①×１００　　　　　　（％） |  |  |  |
| （参考）成果目標達成率　　（Ｂ）/（Ａ）×１００　　　　　（％） |  |  |  |

# 【別記様式第６号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

一般社団法人　マリノフォーラム21の長 殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付け（ 番号　）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業実施要領第２の２の（１）に基づき請求します。

　　　記

 　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額(a) | 既受領額(b) | 今回請求額(c) | 残額a-(b+c) | 備考 |
|  |  |  |  |  |

（振込口座）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名・支店名 | （金融機関名） |
| （支店名） |
| 預金種目 | 普通・当座・その他　（いずれかに〇または不要部分削除） |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（フリガナ） | （フリガナ） |
| （漢字） |

# 【別記様式第７号】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業の額の確定通知書

番 号

年 月 日

事業実施者の長 殿

住　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名

　年　月　日付けで貴○○から提出のあった令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業に係る実績報告書及び補助金精算報告書の内容を確認した結果、当事業に係る補助金の額は、

金●円と確定したので、令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業実施要領第２の２の（４）または第２の２の（５）の規定に基づき通知します。

なお、同第２の２の（７）に準じた返還期日（令和　年　月　日）を過ぎても補助金の返還がされない場合には、同第２の２の（８）に基づき、延滞金を課すのであらかじめ御了知願います。

　　記

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 備考（積算根拠） |
| 補助金確定額 (a) |  |  |
| 既交付額 (b) |  |
| 今回支払額(c)=(a)-(b) |  |

振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名・支店名 | （金融機関名） |
| （支店名） |
| 預金種目 | 普通・当座・その他 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（フリガナ） | （フリガナ） |
| （漢字） |

# 【別添】

令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業

外部審査会設置要領

一般社団法人マリノフォーラム２１

１．趣旨

近年の我が国養殖業の生産量は減少傾向にあるものの、天然資源の減少等に伴う漁船漁業生産量の減少により、漁業・養殖業生産量全体に占める割合は２割代前半を維持している。一方、全世界では、天然資源の利用がほぼ満限状態にあり漁船漁業生産量が横ばいとなる中、藻類養殖や内水面養殖の生産量が大幅に増加した結果、平成25 年以降、漁業・養殖業生産量全体に占める割合が５割を超えるなど、世界的な水産物需要の高まりへの養殖業の果たす役割は極めて重要となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年６月１日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」における水産政策の改革では、国は、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る養殖業成長産業化総合戦略（令和２年７月作成、令和３年７月改訂）を策定し、養殖業の振興に本格的に取り組むこととしている。

国が策定する総合戦略に基づき、国内外の需要を見据えた養殖業の成長産業化を実現するため、養殖生産の三要素である餌、種苗、漁場に関するボトルネックの克服等に取り組む必要がある。

特に、養殖経営は、養殖に不可欠な飼料と種苗を輸入資源・天然資源に依存するなど高リスクの傾向があり、また、中小経営体が多いことから我が国養殖業の生産構造の転換を図っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業（以下、「本事業」という）は、飼料原料価格の高騰や天然種苗の不漁など新たなリスクの下でも持続的に養殖生産を行うことができるよう、国産飼料原料への転換、天然由来の種苗から人工種苗への転換、生産コストの低減、海洋環境の変化に適応した生産構造の転換に資する取組を支援することを目的とする。

本事業では、魚粉等の飼料原料の国産化、人工種苗への転換、養殖コストの低減に資する取組を広く公募するとともに、有識者によって構成される外部審査会を設置して、申請された事業計画の審査を依頼し、審査結果を踏まえた上で、事業実施者を選定する。

２．外部審査会の構成等

（１）　外部審査会は、養殖業に関連する科学技術・社会経済分野に精通した有識者により構成され、委員については、（一社）マリノフォーラム２１代表理事会長がこれを委嘱する。

（２）　委員の委嘱期間は、委員就任承諾の日から令和８年３月３１日までとする。

（３）　外部審査会は、本会代表理事会長が招集する。

（４）　外部審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

（５）　外部審査会の運営を総理するため、委員の互選により座長を選出する。

３．検討事項

（１）　本事業に応募された事業計画書の審査及び事業実施者の選定

（２）　事業実績報告の確認・検証と認定

（３）　その他本事業の実施に関し必要な事項に関すること。

４．事務局

委員会の事務局は、（一社）マリノフォーラム２１に置く。

　　附 則

この要領は、令和７年３月18日から施行する。